

## 令和8年度鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業募集要項

### 1 目的

就労系障害福祉サービス事業所の、新たな農林水産分野での作業受託に向けた取組、新たに自主農業を開始する取組又は既に取り組んでいる自主農業の生産性向上・事業拡大に向けた取組の支援を目的とした農業分野等チャレンジ支援事業補助金の対象となる事業を次のとおり募集します。

### 2 募集事業、募集期間等

募集事業	事業メニュー	募集期間	対象事業	申込方法
鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金	(ア) 農林水産分野の新規受託に向けた受注環境の整備	令和8年4月1日から 令和8年4月30日まで	本補助金の交付決定日から 令和9年3月31日までに実施する事業	交付申請書（(ア)事業用）、事業実施計画書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）に關係書類を添えて、県障がい福祉課に提出
	(イ) 新たに自主農業を開始する事業者の栽培環境の整備			申込書（(イ)（ウ）事業用）、事業実施計画書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）に關係書類を添えて、県障がい福祉課に提出
	(ウ) 自主事業に取り組む事業者の栽培作物の生産性向上、多品種栽培への展開			

### 3 制度の概要

★令和8年度募集から以下（ア）～（ウ）の支援メニューの対象経費として新たに利用者の農作業負担の軽減に要する経費、草刈り機を追加。

#### （ア）農林水産分野の新規受託に向けた受注環境の整備

補助事業の内容	新たな農林水産分野での作業の受託に取り組む就労系障害福祉サービス事業者が行う受注環境の整備。
補助対象者	次に掲げる要件をすべて備える就労系障害福祉サービス事業者 ア 県内に事業所を有する者であること。 イ 工賃水準向上のための事業計画（引き上げ策及び引き上げ額）を作成していること。 ウ 前年度の工賃実績を報告していること。
補助対象経費	①就労系障害福祉サービス事業者が受託する農林水産分野の作業において使用するための、資材及び機器の購入及び利用者の農作業負担の軽減に要する経費。 （例：電動草刈り機、選果用の計量器、空調服等） ②専門家派遣による支援 ア 専門家謝金：専門家から指導・助言を受けた対価として支払う経費 イ 専門家旅費：専門家を招へいする際に要する交通費・宿泊費等の経費 （例：農業技術の専門的な指導や農産物6次化のためのコンサルティングに関する専門家招へい等）  （注）利用者の工賃向上に資することを補助の目的としているため、既存の受託作業の効率化のための資材及び機器購入は補助対象外とし、あくまで新規の受託作業に要する経費のみを対象とします。 （注）農林水産分野の受託作業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは補助対象外とします。（作業着（空調服を除く）、ビニール袋、軍手等の消耗品） （注）専門家からの指導・助言の内容が農業技術指導である場合は、鳥取県農業改良普及員の指導・助言対象外となるものに限る。
補助率	① 2 / 3 以内（補助限度額 1 0 0 千円）

	② 1 / 2 以内 (補助限度額 2 5 0 千円)
--	-----------------------------

(イ) 新たに自主農業を開始する事業者の栽培環境の整備

1 補助事業の内容	新たに自主農業を開始する就労系障害福祉サービス事業者が行う栽培環境の整備。
2 補助対象者	次に掲げる要件をすべて備える就労系障害福祉サービス事業者 ア 県内に事業所を有するものであること。 イ 工賃水準向上のための事業計画(引き上げ策及び引き上げ額)を作成していること。 ウ 前年度の工賃実績を報告していること。 エ 農家からの農作業受託や事業所での小規模農業等(自家消費等)に既に取り組んでおり、一定の農業経験があること。
3 補助対象経費	①新たに自主農業を開始する就労系障害福祉サービス事業者が整備する、機械、施設、種苗等の購入及び利用者の農作業負担の軽減に要する経費。 ア トラクター、選果機、電動草刈り機等の農業用機械 イ ビニールハウス、作業場等の農業用施設 ウ 栽培環境の整備に要する種苗、農業資材等 エ 天候への備え、安全対策等、利用者の農作業負担軽減のための設備、治具、空調服等 ②専門家派遣による支援 ア 専門家謝金：専門家から指導・助言を受けた対価として支払う経費 イ 専門家旅費：専門家を招へいする際に要する交通費・宿泊費等の経費 (例：農業技術の専門的な指導や農産物6次化のためのコンサルティングに関する専門家招へい等)  (注)次に掲げるものは補助対象外とします。 ・事業所の他の用途にも使用可能な自動車等に関する費用 ・農作業にあたり恒常的に必要となる肥料、農薬等の消耗品費 ・作業着等の被服費(空調服を除く) ・農作業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い物品の経費(ビニール袋、軍手等消耗品) (注)専門家からの指導・助言の内容が農業技術指導である場合は、鳥取県農業改良普及員の指導・助言対象外となるものに限る。
4 補助率	① 1 / 2 以内 (補助限度額：3 0 0 千円) ② 1 / 2 以内 (補助限度額 2 5 0 千円)

(ウ) 自主農業に取り組む事業者の栽培作物の生産性向上、多品種栽培への展開

補助事業の内容	自主農業に取り組んでいる就労系障害福祉サービス事業者が行う、利用者の工賃向上のための栽培作物の生産性向上、多品種栽培への展開
補助対象者	次のア、イ及びウの要件を備える就労系障害福祉サービス事業者 ア 県内に事業所を有する者であること。 イ 工賃水準向上のための事業計画(引き上げ策及び引き上げ額)を作成していること。 ウ 前年度の工賃実績を報告していること。 エ 既に自主農業に取り組んでおり、生産作物を市場等で販売していること。
補助対象経費	①自主農業に取り組む就労系障害福祉サービス事業者が、栽培作物の生産性の向上、多品種栽培への展開のために整備する、機械、施設、種苗等の購入及び利用者の農作業負担の軽減に要する経費 ア トラクター、選果機、電動草刈り機等の農業用機械

	<p>イ ビニールハウス、作業場等の農業用施設</p> <p>ウ 生産拡大又は多品種栽培の展開に要する種苗、農業資材等</p> <p>エ 天候への備え、安全対策等、利用者の農作業負担軽減のための設備、治具、空調服等</p> <p>②専門家派遣による支援</p> <p>ア 専門家謝金：専門家から指導・助言を受けた対価として支払う経費</p> <p>イ 専門家旅費：専門家を招へいする際に要する交通費・宿泊費等の経費 (例：農業技術の専門的な指導や農産物6次化のためのコンサルティングに関する専門家招へい等)</p> <p>(注) 次に掲げるものは補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の他の用途にも使用可能な自動車等に関する費用</li> <li>・農作業にあたり恒常的に必要となる肥料、農薬等の消耗品費</li> <li>・作業着等の被服費（空調服を除く）</li> <li>・農作業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い物品の経費（ビニール袋、軍手等消耗品）</li> </ul> <p>(注) 専門家からの指導・助言の内容が農業技術指導である場合は、鳥取県農業改良普及員の指導・助言対象外となるものに限る。</p>
補助率	<p>① 1 / 2 以内（補助限度額 1,000 千円）</p> <p>② 1 / 2 以内（補助限度額 250 千円）</p>

#### 4 留意点

- (1) (イ) 及び (ウ) の補助事業については、提出された事業計画書等を基に審査を行いますので、事業要件の適否が判断できるよう事業内容については、できるだけ詳しく記載してください。
- (2) 審査方法は、書類審査又は必要に応じてオンライン形式での審査会を実施し、助成する事業計画書等を審査します。
- (3) 審査結果は、それぞれの応募者に通知します。

#### 5 事業計画書等の受付について

事業計画書等は、電子メール又は郵送により受け付けます。

2に掲げる募集期間の間に6の申込先・問合せ先に提出してください。

#### 6 申込先・問合せ先

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話：0857-26-7889 ファクシミリ：0857-26-8136 電子メール：shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp
--------------------------------	---

#### 7 その他

予算の状況により、追加募集を行う場合には、別途募集要項を案内します。